

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省中小企業庁事業環境部企画課）

項 目 名	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長		
税 目	法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 5 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 4 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 4		
要 望 の 内 容	【制度の概要（現行の要件）】 中小企業者等又は青色申告書を提出する常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人事業主が、前年度から雇用者給与等支給額を 1.5%または 2.5%以上増加させた場合、その増加額のそれぞれ 15%、30%を税額控除できる。さらに、くるみん及びえるぼしの認定状況に応じて、税額控除率が 5%上乘せされる。 また、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額は、5 年間繰り越すことができる。なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の 20%を限度とする。		
	【要望の内容】 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する供給力強化政策そのものであり、経済成長の起点であるとの認識のもと、賃上げ率の向上を一過性のものとする事なく、引き続き賃上げを促進することで、賃上げの定着を図るため、本税制の適用期間を 3 年間延長する。		
	その上で、生産年齢人口の継続的な減少を見据え、賃金水準の変化をより適切に評価できるよう、現行制度の雇用者給与等支給額の増加要件を、従業員一人平均給与等支給額の増加要件へ改める。		
	また、現行制度による賃上げ要件（雇用者給与等支給額が前事業年度比で 1.5%以上増加など）を見直し、より積極的な賃上げを後押しする。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	（精査中）百万円 （▲972,000 百万円） （+675,000 百万円） ※大企業・中堅企業向け分の増減収額を含む

新設・拡充又は延長を必	(1) 政策目的 本租税特別措置によって企業の賃上げを促進し、物価上昇に負けない賃金上昇を実現することにより、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現し、我が国経済の活性化を目指す。 (2) 施策の必要性 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化政策」そのものであり、経済成長の起点であるとの認識のもと、賃上げ率の向上を一過性のものとすることなく、引き続き賃上げを促進することで、賃上げの定着を図る必要がある。 また、物価高の中でも持続的な賃上げを実現できるよう、引き続き、予見可能性の高い税制により賃上げのインセンティブを高める必要がある。
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性 政策体系における政策目的の位置付け 7. 中小企業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築 （賃上げ環境整備） 2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。 最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（骨太方針 2025）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、100 億企業や中堅企業から売上高 1～10 億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。 地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。 ○日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 7. 賃上げ環境整備 （2）対応の方向性 ③講ずるべき施策パッケージ （賃上げの促進） 中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。

		○労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略 6. 賃上げの促進 我が国経済の活性化のためには、暮らしの安全と安心を確保し、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善し、企業の事業収益が上がる「強い経済」を構築することが必要である。また、この好循環を実現し、日本経済のパイを大きくするとともに、物価上昇に負けない賃金上昇、いわゆる実質賃金がプラスとなることを実現し、生活者が経済成長の果実を実感できる状況を確保することが必要である。 このような考え方においては、賃上げは、生活者に対する分配政策にとどまらず、働き手のモチベーションを改善し、優秀な人材の確保につながることで、企業の競争力強化や人材の最適配置にも強く影響することから、供給力強化政策そのものであり、成長戦略の起点である。 （略） ④ 賃上げ促進税制の抜本的見直し 賃上げ促進税制は、重要な役割がある。このため、積極的に賃上げを行う中小企業・小規模事業者を後押しするために、必要な見直しの検討を行うと共に、伴走支援の中での制度の周知広報を実施していく。																												
	政策の達成目標	中小企業の賃上げを促進し、令和 11 年度までの間、実質賃金年 1%程度の上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。 そのために、令和 11 年度までの各年度において、実質賃金年 1%の上昇を目指す。																												
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 9 年度から令和 11 年度まで																												
	同上の期間中の達成目標	中小企業の賃上げを促進し、令和 11 年度までの間、実質賃金年 1%程度の上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。 そのために、令和 11 年度までの各年度において、実質賃金年 1%の上昇を目指す。																												
	政策目標の達成状況	足下における実質賃金は上昇傾向にあるものの、目標としている年 1%の上昇には達していない。 ○実質賃金の推移 <table><tr><td>年度</td><td>平成 26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>令和元</td><td>2</td></tr><tr><td>前年度比（%）</td><td>-2.3</td><td>0.0</td><td>0.5</td><td>0.0</td><td>0.2</td><td>-0.5</td><td>-1.3</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>前年度比（%）</td><td>0.6</td><td>-1.3</td><td>-1.7</td><td>0.0</td><td>-0.1</td></tr></table> ※厚生労働省「毎月勤労統計調査」	年度	平成 26	27	28	29	30	令和元	2	前年度比（%）	-2.3	0.0	0.5	0.0	0.2	-0.5	-1.3	年度	3	4	5	6	7	前年度比（%）	0.6	-1.3	-1.7	0.0	-0.1
年度	平成 26	27	28	29	30	令和元	2																							
前年度比（%）	-2.3	0.0	0.5	0.0	0.2	-0.5	-1.3																							
年度	3	4	5	6	7																									
前年度比（%）	0.6	-1.3	-1.7	0.0	-0.1																									

		要望の措置の適用見込み	適用件数（単位：件）					
			年度	令和 7	8	9	10	11
			法人税	307,579 (307,579)	331,958 (331,958)	365,134 (365,134)	380,075 (379,075)	403,531 (401,198)
		所得税	41,216 (41,216)	44,482 (44,482)	48,928 (48,928)	50,930 (50,796)	54,073 (53,760)	
			※令和 7、8 年度は現行制度による見込み、9～11 年度は要件に従業員一人あたりとした場合の見込み ※令和 7 年度以降は中長期の経済財政に関する試算（令和 8 年 7 月 30 日経済財政諮問会議提出）における成長戦略実現ケース①による見込み、()内は現状投影ケースによる見込み。					
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		賃上げは、一度実施すると一般的には元の額に引き下げることが難しいため、慎重な企業判断を要するものである。本税制は、一定率以上の賃上げを達成すれば適用されるため予見可能性が高く、企業の賃上げ判断を後押しする効果がある。 令和 5 年度に法人税を納税しており、本税制を利用した企業と利用しなかった企業それぞれで、全雇用者給与総額・全雇用者一人あたり給与の伸びを比較した（※）ところ、適用企業の方が非適用企業よりも、給与総額は 2,000 万円、一人あたり給与は 5.6 万円上昇していた。今回の要望で適用要件を見直した後も、この傾向は持続すると予想される。 また、本税制を利用した中小企業のうち、「本税制が令和 5 年度の賃上げの後押しにつながった」と回答した企業の割合は 60.3%であり（令和 7 年度経済産業省アンケートより）、中小企業者等の賃上げ判断を着実に後押ししている。					
			※経済産業省が実施したアンケートをもとに差の差（DID）分析により検証 全雇用者1人当たり給与の推移 （万円） 全雇用者一人あたりの給与 （税制適用年） 政策効果の推定値 5.6万円 (p=0.06) 2022 2023 N=352 N=970 373.8 387.4 381.9 354.5 362.6 全雇用者給与総額の推移 （億円） 全雇用者給与総額 （税制適用年） 政策効果の推定値 0.2億円 (p=0.00) 2022 2023 N=352 N=970 3.1 3.3 3.1 1.7 1.7 ※DID分析：差の差分析（DID：Difference in Differences）を用いて推定。 ※p値：統計的に有意な水準であるかを判定する値であり、値が小さいほど「効果や差がない」という仮定では観測された結果を説明しにくい（※効果や差があると判断される）ことを示す。 一般に、p値が0.1、0.05、0.01を下回ると、それぞれ10%、5%、1%水準で統計的に有意と判定される。 （出典）経済産業省が実施したアンケート結果に基づいて作成。					

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	中小企業生産性革命推進事業等の生産性向上を目的とした補助事業は、政策目的に照らし支援の必要性が高い分野・企業に集中的に支援し、賃上げの原資を増大させるものである。 賃上げは、一般的には一度実施すると元の額に引き下げるのが難しいため、慎重な企業判断を要するもの。本税制は、要件を満たす企業が活用可能であり、予見可能性が高いため、企業の賃上げ判断を後押しする効果が期待される。 また、近年、賃上げ率は高い水準で推移しているものの、物価高の中においても持続的な賃上げを実現できるよう、引き続き賃上げの促進に取り組む必要がある
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		○適用件数 令和５年度 238,744 件 令和６年度 275,014 件 令和７年度 307,579 件（見込み） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」及び中小企業庁実施アンケート） ○減収額実績 令和５年度 2,908 億円 (2,148 億円) 令和６年度 3,330 億円 (2,356 億円) 令和７年度 3,720 億円（見込み） (2,866 億円) （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」及び中小企業庁実施アンケート）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		租税特別措置法の条項：42 条の 12 の 5 第 2 項 適用件数：275,014 件 適用額：3,330 億円 ※令和６年度の適用状況

租税特別措置の適用による効果
(手段としての有効性)

以下表中の「本税制による企業全体への賃上げ幅の影響(%)」の通り、本税制により、令和7年度には0.33%の賃上げ効果があったと推計される。

年度	令和4	5	6	7
適用-非適用企業の賃上げ率の差 (%) (A) 【※1】	4.9	4.9	4.9	4.9
適用企業数	229,962	272,653	311,589	348,795
中小企業全体 【※3】	3,322,234	3,279,577	3,236,920	3,194,263
中小企業全体に占める適用企業の割合(%) (D) = (B) / (C) * 100	6.92	8.31	9.63	10.92
本税制による賃上げ幅(%) (E) = (A) * (D)	0.34	0.41	0.47	0.54
全企業の総支給額のうち、中小企業の総支給額の割合(%) (F) 【※4】	61.83	61.83	61.83	61.83
本税制による企業全体への賃上げの影響(%) (E) × (F)	0.21	0.25	0.29	0.33

(※1)

・令和7年に経済産業省が実施した中小企業へのアンケートの回答結果をもとに、差の差分析（本租税特別措置の適用企業と非適用企業でそれぞれ給与総額の対数の平均値を算出し、その伸びを比較する）を実施したところ、適用企業の方が非適用企業よりも、令和4年度から令和5年度にかけて4.9%大きく支給額を伸ばしていた。その他の年度についても、適用企業は給与総額を4.9%ほど大きく成長させていたという前提のもと試算を行った。

(※2)

法人税の適用数と所得税の適用数を足し合わせた値。

(※3)

・「平成28年経済センサス-活動調査」、「令和3年経済センサス-活動調査」をもとに作成された、「産業別規模別企業数」（中小企業庁事業環境部調査室）から、平成28年度は3,578,176社、令和3年度は3,364,891社であり、平成28年度から令和3年度までの間、年間42,657社減少している。
・令和11年までについても、年間42,657社ずつ減少すると仮定し、試算した。

(※4)

・中小企業の給与総額 ÷ (大企業の給与総額 + 中小企業の給与総額) により、令和3年度の、全企業の総支給額のうち中小企業の総支給額の割合を算出(0.6183)した。
・なお、令和3年度の大企業の給与総額は、常用雇用者数(14,247,039人) × 常用雇用者の所定内給与額(301,763円)により算出し、中小企業の給与総額は、常用雇用者数(27,143,912人) × 常用雇用者の所定内給与額

		(256, 578 円) により算出した。(出典：常用雇用者数...「令和 3 年度経済センサス-活動調査」、所定内給与額...「賃金構造基本統計調査」) ・令和 4 年度以降も同じ割合を使用した。																																																								
	前回要望時の達成目標	赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。																																																								
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	雇用者報酬（名目）及び家計最終消費（名目）は増加傾向にあり、家計所得は一定程度増大したといえる。 一方で、令和 7 年度の実質賃金上昇率は-0.1%であり、物価高を上回る賃上げには至っておらず、賃上げの取組は道半ば。 ○雇用者報酬、名目／内閣府「GDP 統計」 (兆円) <table><tr><td>年度</td><td>平成 26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr><tr><td>雇用者報酬</td><td>260</td><td>262</td><td>268</td><td>273</td><td>281</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>令和元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>雇用者報酬</td><td>286</td><td>281</td><td>289</td><td>296</td><td>302</td><td>314</td><td>325</td></tr></table> ※小数点以下は四捨五入 ○個人消費の拡大 ※家計最終消費（除く持ち家の帰属家賃）名目／内閣府「GDP 統計」 (兆円) <table><tr><td>年度</td><td>平成 26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr><tr><td>家計最終消費</td><td>241</td><td>243</td><td>241</td><td>245</td><td>247</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>令和元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>家計最終消費（兆円）</td><td>244</td><td>228</td><td>240</td><td>257</td><td>262</td><td>270</td><td>282</td></tr></table> ※小数点以下は四捨五入	年度	平成 26	27	28	29	30	雇用者報酬	260	262	268	273	281	年度	令和元	2	3	4	5	6	7	雇用者報酬	286	281	289	296	302	314	325	年度	平成 26	27	28	29	30	家計最終消費	241	243	241	245	247	年度	令和元	2	3	4	5	6	7	家計最終消費（兆円）	244	228	240	257	262	270	282
年度	平成 26	27	28	29	30																																																					
雇用者報酬	260	262	268	273	281																																																					
年度	令和元	2	3	4	5	6	7																																																			
雇用者報酬	286	281	289	296	302	314	325																																																			
年度	平成 26	27	28	29	30																																																					
家計最終消費	241	243	241	245	247																																																					
年度	令和元	2	3	4	5	6	7																																																			
家計最終消費（兆円）	244	228	240	257	262	270	282																																																			
これまでの要望経緯		平成 25 年度 新設 平成 26 年度 延長（平成 29 年度末まで）、 拡充（雇用者給与等支給総額増加割合の要件緩和等） 平成 27 年度 拡充（雇用者給与等支給増加割合の要件緩和） 平成 28 年度 拡充（雇用促進税制との併用禁止解除） 平成 29 年度 拡充（中小企業に対する控除率の強化） 平成 30 年度 延長（令和 2 年度末まで）、 拡充（要件見直し、基準年度の撤廃） 令和 3 年度 延長（令和 4 年度末まで）、 拡充（継続雇用者要件から給与総額要件に変更） 令和 4 年度 延長（令和 6 年度末まで）、 拡充（要件見直し、控除率の強化） 令和 6 年度 延長（令和 8 年度末まで）、																																																								

	拡充（くるみん・えるぼし） 令和 7 年度 拡充（教育訓練費に係る上乗せ措置の廃止）
--	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

○短期アウトカムについては、令和6年度にインフレ率を超える賃上げ（5%）の実現という目標を設定したところであり、全規模では5.10%の賃上げを達成した一方で、中小組合では4.45%であった。（「春季労使交渉集計結果（連合集計）」より）

○中期アウトカムについては、令和11年度に実質賃金年1%程度の上昇という目標を設定した。令和7年の実質賃金上昇率は▲0.8%であった一方、足下では、令和8年3月は1.6%、4月は2.2%、5月は1.8%と比較的高い水準となっており、賃上げの定着に向け、この上昇率を維持していく必要がある。（「毎月勤労統計」より）

○見直しの方向性として「中小企業向けについては、労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略の方針を踏まえ、5年間を重点期間と位置づけ、積極的に賃上げを行う中小企業・小規模事業者を後押しするため、抜本的な見直し・強化を行う」としたところ。

生産年齢人口の減少及び物価高が続く中でも、中小企業・小規模事業者が先の見通しをもって持続的に賃上げを行えるよう、引き続き、賃上げの促進に取り組む必要がある。

○以上を踏まえて、本税制の適用期限を延長するとともに、以下の通り見直しをする。

①中小企業・小規模事業者において、

・ これまでは、新たな雇用を行うことにより、仮に一人あたり給与を上げずとも要件達成が可能であったが、実質賃金の向上の観点から、一人あたり給与の増加が必要である
・ 同時に、生産年齢人口が減ることから、今後、企業によっては従業員数が減ることもあり得るが、その中でも賃上げのインセンティブを確保するという観点から、賃金水準の変化をより適切に評価できるよう、現行制度の雇用者給与等支給額の増加要件を、従業員一人あたりの給与等支給額の増加要件に改める。

②足下の物価高を上回るような賃上げを一層促進するため、現行の雇用者給与等支給額が前事業年度比で1.5%以上増加している場合の税額控除措置（雇用者給与等支給増加額の15%）を見直し、より積極的な賃上げを後押しする要件とする。